

福岡県公報

平成十八年四月五日
第二千五百十七号
増刊 ①

平成十八年四月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

別表第一の二十七の項中「国立博物館対策長印」を「九州国立博物館対策長印」に、
「国立博物館対策室長」を「九州国立博物館室長」に改め、別表第一の五十七の項を次
のように改める。

告示(第七百七十四号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定
の一部改正

訓令(第五号・第六号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令
○福岡県認証局運営規程の一部を改正する訓令

告示

(財政課)	一
(行政経営企画課)	一
(行政経営企画課)	一

五十七削除

別表第一の五十七の二の項及び五十七の三の項を削る。

別表第二中 57 科 大 学 を「57 削除」に改め、

別表第二中 57 科 大 学 を「57 削除」に改め、

第五十七号の二及び五十七の三を削る。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第六号

本府
出先機関

福岡県知事 麻生 渡

福岡県認証局運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月五日

45 福岡県公立大学法人運営費交付金

次の一号を加える。

福岡県訓令第五号

訓令

平成十八年四月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県認証局運営規程の一部を改正する訓令

福岡県認証局運営規程(平成十四年八月福岡県訓令第十五号)の一部を次のように改
正する。

別表管理者の欄中「国立博物館対策長」を「九州国立博物館対策長」に、「国立博物
館対策室長」を「九州国立博物館室長」に改める。

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本府
出先機関

附則

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

販印
壳刷
株福岡市
式市東
会箱
社崎
川頭
島
弘文
二社号

定価
一箇月一
三五〇円(税込・郵便料別)